

# 契 約 締 結 前 の 書 面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。

**この書面をよくお読み下さい。**

商号：株式会社 たまるアセットマネジメント

当社は投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

関東財務局長（金商）第734号

住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番13号 三義ビル8階

電話&FAX 番号： Tel. 03-3275-0881 FAX. 03-3275-0882

## 投資助言契約に関わる金融商品取引契約の概要

- ① 投資助言契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断を、お客様に助言する契約です。提供される情報は、投資判断の提供を唯一の目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成及び提出されたものではありません。
- ② 当社の助言に基づいてお客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言はお客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

## 会員区分及び報酬・契約期間

### ① 投資助言契約による報酬

投資助言契約により国内株式の価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から会員区分に基づいて助言報酬を頂きます。

会員区分	契約期間 (回数)	報酬額	助言の方法等
ゴールド会員	1年	324,000円	・毎月5～10銘柄紹介 ・相場情報メール配信（随時） ・投資助言相談（随時） ・田丸好江による銘柄診断は別途1銘柄につき10,800円

注：報酬額は、すべて消費税を含みます。

- ② その他の費用 — その他費用は特にかかりません。

## 有価証券等に係るリスク

投資助言契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

### ① 株式

株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

### ② 信用取引等

信用取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

## ○クーリング・オフの適用

この投資助言契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは次の通りです。

### (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資助言契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、全額返金させていただき契約解除に伴う損害賠償、違約金は頂きません。

### (2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヵ月前までの書面による意思表示で契約を解除出来ます。契約解除の場合は、契約期間毎に下記の要領で、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。解除までの期間が6ヶ月に満たない時は、6ヶ月の報酬額を頂きます。6ヶ月を超過している場合は、解除までの期間に相当する報酬額として日割り計算した額を頂きます。ただし、月払いの契約に関しては、書面による意思表示のあった月の翌月までの会費をお支払い頂きます。

## 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば株式売買に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等への課税が発生します。

## 契約の成立

お客様が弊社口座にご入金、カードでのご決済または弊社に口座振替依頼書が到着した時点で契約が成立したものとします。

## **投資助言契約の終了の事由**

投資助言契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ又はクーリング・オフ期間経過後において、お客様からの書面による契約の解除の申出があった時（詳しくは左記クーリング・オフの適用を参照下さい。）
- ③ 当社が、投資助言業を廃業した時

## **○ 禁止事項**

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
  - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
  - 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
    - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
    - ・外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
  - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、如何なる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

## **会社の概要**

商号：株式会社 たまるアセットマネジメント

資本金：2億3,550万円

主な事業：投資助言業

設立年月日：平成15年7月7日

役員の氏名：代表取締役 江部 好江、取締役 酒井 宏、取締役 中根 敏勝、監査役 野上 輝夫

主要株主：江部 好江、えちごやパートナーズ株式会社

分析者：投資判断者：田丸 好江(江部 好江)、酒井 宏、和田 正昭、島村 秀男、中谷 裕毅、小林 克巳

助言者：田丸 好江(江部 好江)、酒井 宏、和田 正昭、島村 秀男、中谷 裕毅、小林 克巳

住所：〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目5番13号 三義ビル8階

電話&FAX番号：Tel. 03-3275-0881 FAX. 03-3275-0882

E-mail：info@tamaru-am.co.jp

## 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

以下の電話番号、E メールアドレスにご連絡下さい。

電話番号：03-3275-0881

E メールアドレス：info@tamaru-am.co.jp

## 当社の苦情処理措置について

1.当社は、「苦情・紛争処理規定」を定め、お客様等からの苦情等のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記の「当社への連絡方法及び苦情等の申出先」のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情徴収と解決案の検討
- ③ 解決案のご提示、解決

2.当社は、上記の他に次の団体を通じて「紛争の解決」を図ることとしています。

この団体は弊社が協定しています、東京弁護士会、第一東京弁護士会、及び第二東京弁護士会がそれぞれ設置・運営する東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、及び第二東京弁護士会仲裁センターです。

●東京弁護士会紛争解決センター 03-3581-0031

## 当社の紛争解決措置について

1.当社は、「苦情・紛争解決規定」を定め、お客様等からのご理解がいただけない場合、法の定めるところによって紛争の解決を図ることとしています。

2. 当社は、上記の東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター、及び第二東京弁護士会仲裁センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターをご利用される場合は、上記の連絡先にご相談下さい。

## 当社の登録の縦覧に供すべき事項

財務省関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

## 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、ソフトウェア販売業、スクール業を行っています。